

令和8年度「沖縄県所得向上応援企業支援事業」業務委託 企画提案仕様書

1 委託事業名

令和8年度「沖縄県所得向上応援企業支援事業」業務委託

2 目的

沖縄県の1人当たり県民所得は全国最低水準にあるが、近年の物価高騰に伴い、県民の経済状況は相対的に更に厳しい状況となっており、所得水準の向上が喫緊の課題となっている。県民所得の向上のためには、企業努力や各種産業施策等で売上や生産性、収益力の向上を図ることと併せて、人材や設備等の成長への投資を促すとともに、企業の利益を従業員に還元し、こどもへの投資や地域の消費を促すこと等により、企業と社会の成長サイクルを拡大することが必要である。

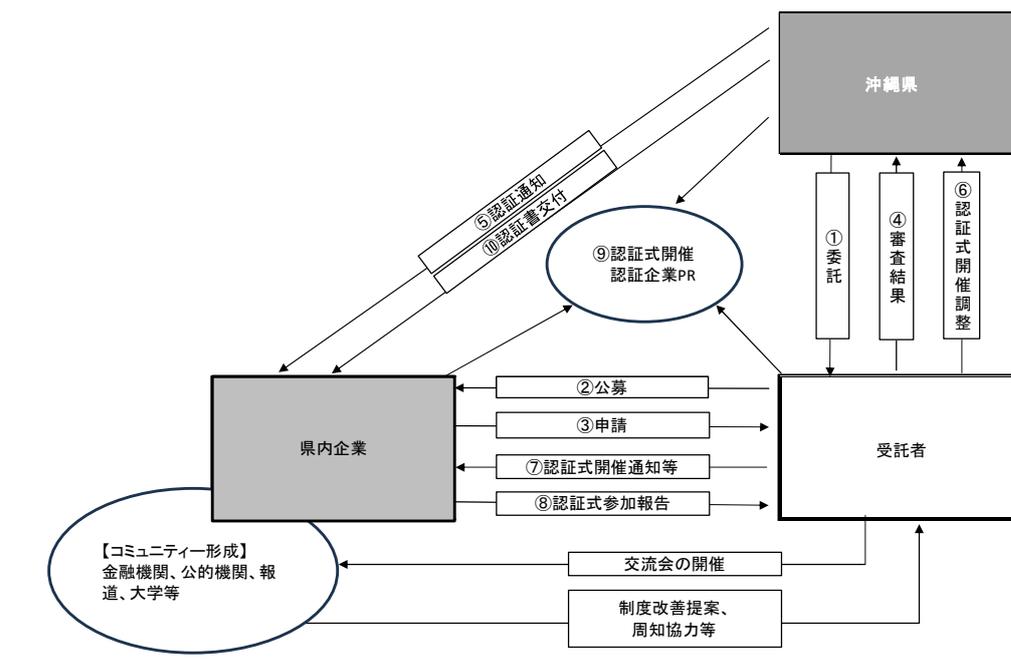
民間有識者からなる稼ぐ力に関する万国津梁会議の提言（令和3年12月）では、県内の経営者等において「人への分配は『コスト』ではなく未来への『投資』」と認識され、給与向上等の意思決定がしやすい環境を整備することを目的として、沖縄県所得向上応援企業認証制度（以下、「認証制度」という。）の創設が提案され、令和4年4月に開始した。

沖縄県所得向上応援企業支援事業は、認証制度の更なる周知拡大と所得向上に取り組む企業の一層の拡大を図ることを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 事業スキーム



5 委託業務内容

受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

(1) 業務実施のために必要な人員の配置

令和8年度「沖縄県所得向上応援企業支援事業」業務委託（以下、「本業務」という。）を実施するため、県内中小企業等（以下、「企業等」という。）に関する幅広い知識、支援経験、情報、人的ネットワークを有し、効果的に業務を実施することができる十分な人員を配置すること。また、本業務を総括・管理する担当者を1名以上配置すること。

(2) 認証制度の周知、申請企業の公募、掘り起こし、審査

認証制度を周知し、認証企業を募集するため、以下の業務を行う。

① 認証制度のPR動画等の作成

所得向上の気運醸成や好事例の横展開のため、認証企業における所得向上への思いや所得向上の取組などをまとめたPR動画やチラシ、パンフレット等を制作すること。

② 制度の周知及び認証企業の募集

認証制度が広く周知され、多くの企業が認証制度への応募を検討する機会が得られるよう、業界団体や関係機関等へ訪問して制度説明を行うほか、各種説明会やシンポジウムの開催、WEB、パブリシティ等を活用し、本事業を幅広く周知し、認証企業を公募すること。

なお、公募、審査期間は原則、通年とし、沖縄県と協議のうえ実施すること。また、この公募は沖縄県への認証申請（以下「本申請」という。）の前段として行う事前手続きとして位置付けていることから、公募の際は受託者を提出先として指定し、募集を行うものとする。

③ 認証制度に関する照会対応等

認証制度に関する照会等について、適宜、沖縄県と協議のうえ、回答すること。

④ 候補企業等への助言、掘り起こし

受託者の有する知見やネットワークを生かし、企業等への事前相談や従業員の所得向上への取り組みに関する啓発や助言等を行い、企業の所得向上の取組を支援するとともに、認証制度の候補となる企業等の掘り起こしを行う。

⑤ 申請書類の受付、審査

上記の手順を経て提出された申請書類について、沖縄県所得向上応援企業認証制度要綱（以下、「要綱」という。）に定める要件に合致するか、必要資料や記載内容は適切か等を確認した上で、申請書類をすべて受領し、これを取りまとめ、審査結果とともに沖縄県へ報告する。

⑥ 審査結果の通知

沖縄県から応募者への審査結果送付後、新規認証企業と認証式の開催等を調整すること。

⑦ 学生等求職者に対する周知

企業等の人手不足対策として、認証企業であることにより人材確保が優位に働くことを目的に、学生等求職者に対して、認証企業及び認証制度の周知を行う。

(3) 認証書の作成、認証式の開催

新規認証した企業等について、賞状（フレーム入り）を作成し、沖縄県と協議のうえ、認証式を企画開催すること。なお、認証式の開催に際しては、シンポジウム（5(2)②）や交流会（5(5)①）を併せて開催する等、認証制度や認証企業の効果的な PR に努めること。

(4) 評価基準遵守状況報告書の受領、分析、公表

過年度において認証した企業等について、要綱第6条に定める評価基準遵守状況報告書を受領し、必要資料の確認や記載内容の精査を行うとともに、認証企業の所得向上の取組や所得向上に関する取組と企業の業績向上との関連性について分析し、沖縄県と協議の上、公表すること。なお、公表データは、オープンデータとしての利活用に配慮したデータ形式とすること。

(5) 認証企業等の支援

① 認証企業等交流会の開催

制度や所得向上に関する知見が広く共有され、所得向上の気運醸成が図られ、多様な主体の参画により認証制度が運営されるよう、認証企業や金融機関、企業等の支援団体、報道関係者、学術関係者、求人企業等が効果的に交流する機会を2回以上設けること。

② 人材確保の支援

沖縄県、沖縄労働局及び大学等が実施する他の就職イベント、学校行事等と連携し、認証企業の人材確保に資する取組を実施すること。

③ インセンティブの付与等

認証企業のインセンティブとなる支援施策等について検討し、認証企業や支援機関、関連団体等と連携し、新たなインセンティブの付与及び拡充について取り組むこと。

(6) 業務の運用改善の検証及び評価基準の見直し検討

本業務を効果的に実施するため、制度運用状況を検証し、提案すること。また、県内における最新の賃金動向等を踏まえた評価基準の見直し等について検討し、報告すること。

認証の申請、基準の遵守状況報告、企業の取組状況の公表等に関する一連の業務フローを作成し、生成 AI の活用や将来的に一部の業務のシステム化を検討する等、効果的かつ合理的な運用方法を検討し、提案すること。また、認証企業の社会的評価を担保しつつ、様々な規模、業態の企業が取得を目指すことのできる基準を適宜検討し、提案すること。

(7) 自主提案について

その他、本業務の実施効果を高めるにあたり、効果的と考えられる新たな業務について、見積限度額の範囲内で企画提案することを認める。

(8) 本業務の効果・活動目標・成果目標・成果報告

本事業の効果を検証するため、受託者は補助事業により得られた効果を調査し、その内容分析を行う。また、本業務に関して沖縄県の設定する活動目標及び成果目標の達成に努めるとともに事業成果を報告書にまとめ沖縄県に提出すること。

① 活動目標

項目	回数	備考（開催方法等）
ア. 認証式	2回以上	新規認証企業10件以上を集めて開催。
イ. 交流会	2回以上	認証企業に幅広く参加案内して開催。
ウ. シンポジウム	1回以上	認証制度周知を目的として、企業等を対象に開催。 申込企業等100社以上。 周知効果の最大化を考慮し、令和8年11月末までに開催。
エ. 業界団体等への訪問件数	10件以上	

※上記ア～ウは、同時開催を可とする。

※各回数等は、5(7)の自主提案を含む企画提案内容全体を踏まえ、沖縄県と受託者の協議の上、契約時に見直す場合がある。

② 成果目標

本業務は、従業員の所得向上を目的として、沖縄振興特別推進交付金（以下「一括交付金」という。）を活用して実施するものであることから、次の項目を達成できるよう、沖縄県と連携し取り組むこと。

ア 新規認証企業50件以上

イ 認証企業の給与総支給額の向上（年1.5%以上）

③ 成果報告

本事業の実施結果、成果報告として、事業の実施方法・内容、目標達成状況及びその効果、全体考察等を報告書にまとめ、沖縄県に提出する。

(9) 連携協力について

業務実施にあたっては、事業効果を高めるとともに、本県雇用情勢の改善に向け相乗効果が得られるよう、沖縄県が実施する他の事業や、国、市町村、その他支援機関等と連携、協力すること。

6 業務遂行状況の報告等

業務の遂行状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則、年4回程度とし、その他必要に応じて随時実施する。

7 報告物に関する留意事項

報告物については、沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- (1) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- (2) PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- (3) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

- (4) なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

8 受託者における経費の計上及び限度額

各経費は税抜価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、予算の範囲内で見積もること。経費の費目については以下の内容とし、月数、回数、個数等、見積条件がわかるよう明記するとともに、経費ごとに設定単価の根拠となる基準表等を添付すること。

(1) 人件費

(2) 事業費

① 報償費

外部有識者、専門家等への謝金。

② 旅費

本業務従事者の出張又は専門家等招聘に係る経費。

③ 需用費

本業務を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費や、事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本（外部発注を除く。）に関する経費等。

④ 使用料及び賃借料

本業務を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費や、業務を行うために必要な会議等に要する会場借料等。

⑤ その他必要経費

本業務を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。

(3) 再委託費（※原則制限されるが、沖縄県の承認を得た場合のみ認められる）

本事業を行うのに必要な経費であり、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものの一部を委託するのに必要な経費であり、沖縄県の承認を得たものに限る。なお、再委託費は、上記(1)人件費と(2)事業費の合計額を上回らないこと。

(4) 一般管理費（諸経費）

経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費（ $((1)人件費 + (2)事業費) \times 10/100$ 以内で計上する。小数点以下切り捨て。）

(5) 消費税

$((1)人件費 + (2)事業費 + (3)再委託費 + (4)一般管理費) \times 消費税率$

※対象経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

- ・その他、本業務に関係のない経費

9 委託業務の経理

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係るすべての経費の支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は委託料の支払いができない場合があること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、その用途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務に係る支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託料の支払については、委託業務完了後に提出する実績報告書に基づき支払うべき委託料の額を確定（実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額）し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

10 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

- ① 契約の主たる部分

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

ウ 認証審査等、本事業の根幹に関わる業務

- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

- (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① 事業の特性に鑑み、あらかじめ沖縄県が書面により承認した業務

- (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ ウェブサイトの保守管理
- ⑤ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

11 情報セキュリティポリシーの順守

沖縄県所得向上応援企業認証制度専用サイトで取り扱うデータ、システム構成情報等の情報資産及びシステムを構成する機器について、適切な管理及び有効活用を図るため、委託事業者から再委託を受ける事業者も含め、沖縄県情報セキュリティ基本方針、沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び実施手順書を遵守するものとする。

また、業務の遂行にあたって、情報セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整え、情報セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) 成果品に本件受託者の誤りによる欠陥・訂正事項が発見された場合は、自己の負担において速やかに訂正し、提出するものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義、又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。